

令和2年11月25日

幕張メッセにおける新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン ＜国際展示場＞

株式会社 幕張メッセ

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）」等を踏まえ、幕張メッセにおける新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るために、当社が実施する対策と主催者にお願いする対策を具体的に整理したものです。

なお、催物の内容により追加の対策をお願いする場合や今後の感染状況などにより本ガイドラインを変更する場合がございます。

1. 当社が実施する具体的な感染防止対策

(1) 共用部

- 定期的な消毒

ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、休憩所のテーブル、椅子、トイレ、自販機のタッチパネル等の高頻度接触部位

- アルコール消毒液の設置

エントランス、トイレ

- 窓及び扉の開放、空調設備による十分な換気

- トイレにおけるハンドドライヤーの使用禁止

- 屋内喫煙所の使用禁止

- 待機列における人ととの間隔を確保する為、床面（トイレ、ATM、レストラン、売店）へのマークを貼付

(2) レストラン・売店

- テーブル、椅子、トレイ、商品棚、カウンター、什器等の消毒

- アルコール消毒液の設置

- キャッシュレス決済の推奨

- 店舗内の十分な換気

- 座席間の距離を十分に確保した店舗内レイアウト

- レジ等における飛沫防止パネルの設置

- 混雑時の入店制限

(3) 広報

- 当社公式WEBサイト、SNS、施設内大型ビジョン及び各種ビジョン等において、感染拡大防止策に関する来場者への周知徹底

(4) 施設関係者の取り組み

- マスク着用、手指の消毒、手洗い・うがいの励行、健康チェックの徹底

- 体調不良時の出勤停止

(5) その他

- 主催者へのタブレット型サーマルカメラの貸し出し

2. 主催者にお願いする具体的な感染防止対策

(1) 催物計画時

- ・「幕張メッセの利用条件について」(別紙)に記載されている収容人数を踏まえた入場者数の管理計画(収容人数を超えた場合の入場制限の方法を含む)を作成する。
- ・展示ホール内に設置する客席は、人ととの間隔を十分確保したレイアウトとする。
- ・展示ホールに附属する諸室は、関係者(出演者含む)が密にならない部屋割りとする。
- ・受付や物販等の待機列が予想される場所では、人と人の間隔を十分確保できる会場運営計画とする。
- ・出演者が、演出上マスクを着用できない場合は、別途感染防止対策を講じる。
- ・WEBサイトやSNS等を活用し、来場者及び関係者に向けて、催物における感染防止対策についての事前告知を行う。特に、以下については周知徹底を図る。
 - ① 発熱者及び体調不良者の入場を制限する。
 - ② マスクの着用を義務付ける(非着用者は入場を制限する)。
 - ③ 手指の消毒、手洗い、うがいを励行する。
 - ④ 37.5度以上の熱がある、風邪の症状がある、息苦しさや強いだるさ等の症状がある場合は、来場を自粛するよう求める。
 - ⑤ 来場者及び関係者に、接触確認アプリ(COCOA)や千葉市コロナ追跡サービスの利用を求める。
 - ⑥ 催物の前後の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を求める。
- ・来場者及び関係者の氏名・連絡先を把握する。
- ・入場制限をした来場者に対するチケットの払い戻し措置等に関し事前に規定する。
- ・感染防止対策については、「感染拡大防止対策チェックリスト」(別添1)及び業種別ガイドライン等も十分に考慮するとともに、関係者への周知徹底を図る。
- ・「全国的又は大規模なイベント(全国的な人の移動を伴う催物や会場内の来場者及び関係者が1,000人を超える時間帯のある催物)」に該当する場合は、千葉県に事前相談する。
(相談方法は千葉県HP参照)
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan-2.html>

- ・会場周辺の駅やバス停、公共交通機関、店舗等の混雑緩和ができるよう、入退場時間の分散や、交通手段の配慮等、3つの密の回避に関する対策を講じる。

(2) 利用開始から利用終了まで

- ・入場者数を把握し、収容人数を超えた場合には入場制限を行う。
- ・人と人が対面する場合は、必要に応じ、アクリル板・ビニールカーテン等を設置する。

- ・来場者及び関係者に対しての検温もしくは来場前の体温の申告等により、37.5度以上の熱がある、風邪の症状がある、息苦しさや強いだるさ等の症状がある者の入場を制限する。
- ・来場者及び関係者にマスクの着用を義務付ける（非着用者は入場を制限する）。また、手指の消毒の実施、手洗い、うがいの徹底を図る。
- ・会場入口（関係者通用口を含む）に手指消毒用の消毒液を設置する。
- ・展示ホール内のトイレに手指消毒用の消毒液、手洗い用の石鹼を設置する。
- ・来場者及び関係者に、接触確認アプリ（COCOA）や千葉市コロナ追跡サービスの利用を求める。
- ・展示ホール入口やホール内への看板設置やアナウンス等により、感染防止対策について、来場者及び関係者への周知徹底を図る。
- ・受付や物販等の待機列については、床面に印を付ける等して、人と人との間隔が十分確保できるよう措置を講じる。また、入退場時に密が発生しないように、必要であれば、規制入退場の措置をとる。
- ・空調運転、搬入出シャッター・扉・窓の開放等により会場内の十分な換気を行う。
- ・展示ホール内の高頻度接触部位（ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、トイレ等）、附属する諸室内の常設備品（テーブル、椅子、電話機、スイッチ等）及び貸出備品等の定期的な消毒を行う。
- ・展示ホール内に仮設で設置するセミナー会場、商談・休憩コーナー、控室、飲食スペース等の高頻度接触部位の定期的な消毒を行う。
- ・マスク、手袋、フェイスシールド等ウイルスが付着している可能性のあるものを捨てる場合は、他のゴミと区別し、必ずビニール袋などに入れて密閉し清掃会社に依頼して廃棄する。
- ・来場者及び関係者の氏名・連絡先を把握する。
- ・感染疑い者用の隔離室を設ける。
- ・感染疑い者が発生した場合は、「新型コロナウイルス感染症の感染疑い者が発生した場合の対応について」（別添2）に基づき対応する。

（3）その他注意を要する事項

- ・展示ホールの返却に際し、最終清掃時に、展示ホール内の高頻度接触部位（ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、トイレ等）、附属する諸室内の常設備品（テーブル、椅子、電話機、スイッチ等）の消毒を行う。
- ・来場者及び関係者の氏名・連絡先について名簿を作成し、催物終了後3週間程度保管する。
- ・感染疑い者、または感染者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報を提供する。また、その旨を必ず当社に連絡し、情報の共有を図る。

以上

令和2年11月25日

幕張メッセにおける新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン ＜国際会議場＞

株式会社 幕張メッセ

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）」等を踏まえ、幕張メッセにおける新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るために、当社が実施する対策と主催者にお願いする対策を具体的に整理したものです。

なお、催物の内容により追加の対策をお願いする場合や今後の感染状況などにより本ガイドラインを変更する場合がございます。

1. 当社が実施する具体的な感染防止対策

(1) 共用部

- 定期的な消毒

ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、休憩所のテーブル、椅子、トイレ、自販機のタッチパネル等の高頻度接触部位

- アルコール消毒液の設置

エントランス、トイレ

- 窓及び扉の開放、空調設備による十分な換気

- トイレにおけるハンドドライヤーの使用禁止

- 屋内喫煙所の使用禁止

- 待機列における人ととの間隔を確保する為、床面（トイレ、ATM、レストラン、売店）へのマークを貼付

(2) レストラン・売店

- テーブル、椅子、トレイ、商品棚、カウンター、什器等の消毒

- アルコール消毒液の設置

- キャッシュレス決済の推奨

- 店舗内の十分な換気

- 座席間の距離を十分に確保した店舗内レイアウト

- レジ等における飛沫防止パネルの設置

- 混雑時の入店制限

(3) 広報

- 当社公式WEBサイト、SNS、施設内大型ビジョン及び各種ビジョン等において、感染拡大防止策に関する来場者への周知徹底

(4) 施設関係者の取り組み

- マスク着用、手指の消毒、手洗い・うがいの励行、健康チェックの徹底

- 体調不良時の出勤停止

(5) その他

- ・主催者へのサーモグラフィーの貸し出し
- ・感染疑い者用の「隔離室」の設置

2. 主催者にお願いする具体的な感染防止対策

(1) 催物計画時

- ・「幕張メッセの利用条件について」(別紙)に記載されている収容人数を踏まえた入場者数の管理計画(収容人数を超えた場合の入場制限の方法を含む)を作成する。
- ・人ととの間隔を十分確保した会場レイアウトとする。
- ・関係者(出演者含む)が密にならない部屋割りとする。
- ・受付等の待機列が予想される場所では、人と人の間隔を十分確保できる会場運営計画とする。
- ・出演者が、演出上マスクを着用できない場合は、別途感染防止対策を講じる。
- ・WEBサイトやSNS等を活用し、来場者及び関係者に向けて、催物における感染防止対策についての事前告知を行う。特に、以下については周知徹底を図る。
 - ① 発熱者及び体調不良者の入場を制限する。
 - ② マスクの着用を義務付ける(非着用者は入場を制限する)。
 - ③ 手指の消毒、手洗い、うがいを励行する。
 - ④ 37.5度以上の熱がある、風邪の症状がある、息苦しさや強いだるさなどの症状がある場合は、来場を自粛するよう求める。
 - ⑤ 来場者及び関係者に、接触確認アプリ(COCOA)や千葉市コロナ追跡サービスの利用を求める。
 - ⑥ 催物の前後の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を求める。
- ・来場者及び関係者の氏名・連絡先を把握する。
- ・入場制限をした来場者に対するチケットの払い戻し措置等に関し事前に規定する。
- ・感染防止対策については、「感染拡大防止対策チェックリスト」(別添1)及び業種別ガイドライン等も十分に考慮するとともに、関係者への周知徹底を図る。
- ・「全国的又は大規模なイベント(全国的な人の移動を伴う催物や会場内の来場者及び関係者が1,000人を超える時間帯のある催物)」に該当する場合は、千葉県に事前相談する。
(相談方法は千葉県HP参照)
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan-2.html>
- ・会場周辺の駅やバス停、公共交通機関、店舗等の混雑緩和ができるよう、入退場時間の分散や、交通手段の配慮等、3つの密の回避に関する対策を講じる。

(2) 利用開始から利用終了まで

- ・入場者数を把握し、収容人数を超えた場合には入場制限を行う。
- ・人と人が対面する場合は、必要に応じ、アクリル板・ビニールカーテン等を設置する。
- ・来場者及び関係者に対しての検温もしくは来場前の体温の申告等により、37.5度以上の熱がある、風邪の症状がある、息苦しさや強いだるさ等の症状がある者の入場を制限する。
- ・来場者及び関係者にマスクの着用を義務付ける（非着用者は入場を制限する）。また、手指の消毒の実施、手洗い、うがいの徹底を図る。
- ・会場入口（関係者通用口を含む）に手指消毒用の消毒液を設置する。
- ・来場者及び関係者に、接触確認アプリ（COCOA）や千葉市コロナ追跡サービスの利用を求める。
- ・看板設置やアナウンス等により、感染防止対策について、来場者及び関係者への周知徹底を図る。
- ・受付等の待機列については、床面に印を付ける等して、人ととの間隔が十分確保できるよう措置を講じる。また、入退場時に密が発生しないよう、必要であれば、規制入退場の措置をとる。
- ・空調運転、扉・窓の開放などにより会場内の十分な換気を行う。
- ・会議室内の高頻度接触部位（ドアノブ、手すり、テーブル、椅子、電話機、スイッチ等）及び貸出備品等の定期的な消毒を行う。
- ・来場者及び関係者の氏名・連絡先を把握する。
- ・感染疑い者が発生した場合は、「新型コロナウイルス感染症の感染疑い者が発生した場合の対応について」（別添2）に基づき対応する。

(3) その他注意を要する事項

- ・来場者及び関係者の氏名・連絡先について名簿を作成し、催物終了後3週間程度保管する。
- ・感染疑い者、または感染者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報を提供する。また、その旨を必ず当社に連絡し、情報の共有を図る。

以　　上

令和2年11月25日

幕張メッセにおける新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン ＜幕張イベントホール＞

株式会社 幕張メッセ

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）」等を踏まえ、幕張メッセにおける新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るために、当社が実施する対策と主催者にお願いする対策を具体的に整理したものです。

なお、催物の内容により追加の対策をお願いする場合や今後の感染状況などにより本ガイドラインを変更する場合がございます。

1. 当社が実施する具体的な感染防止対策

(1) 共用部

- 定期的な消毒

ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、休憩所のテーブル、椅子、トイレ、自販機のタッチパネル等の高頻度接触部位

- アルコール消毒液の設置

エントランス、トイレ

- 窓及び扉の開放、空調設備による十分な換気

- トイレにおけるハンドドライヤーの使用禁止

- 屋内喫煙所の使用禁止

- 待機列における人ととの間隔を確保する為、床面（トイレ、ATM、レストラン、売店）へのマークを貼付

(2) レストラン・売店

- テーブル、椅子、トレイ、商品棚、カウンター、什器等の消毒

- アルコール消毒液の設置

- キャッシュレス決済の推奨

- 店舗内の十分な換気

- 座席間の距離を十分に確保した店舗内レイアウト

- レジ等における飛沫防止パネルの設置

- 混雑時の入店制限

(3) 広報

- 当社公式WEBサイト、SNS、施設内大型ビジョン及び各種ビジョン等において、感染拡大防止策に関する来場者への周知徹底

(4) 施設関係者の取り組み

- マスク着用、手指の消毒、手洗い・うがいの励行、健康チェックの徹底

- 体調不良時の出勤停止

(5) その他

- ・主催者へのサーモグラフィーの貸し出し

2. 主催者にお願いする具体的な感染防止対策

(1) 催物計画時

- ・「幕張メッセの利用条件について」(別紙)に記載されている収容人数を踏まえた入場者数の管理計画(収容人数を超えた場合の入場制限の方法を含む)を作成する。
- ・人ととの間隔を十分に確保した会場レイアウトとする。
- ・イベントホールに附属する諸室は、関係者(出演者含む)が密にならない部屋割りとする。
- ・受付や物販等の待機列が予想される場所では、人ととの間隔を十分確保できる会場運営計画とする。
- ・出演者が、演出上マスクを着用できない場合は、別途感染防止対策を講じる。
- ・WEBサイトやSNS等を活用し、来場者及び関係者に向けて、催物における感染防止対策についての事前告知を行う。特に、以下については周知徹底を図る。
 - ① 発熱者及び体調不良者の入場を制限する。
 - ② マスクの着用を義務付ける(非着用者は入場を制限する)。
 - ③ 手指の消毒、手洗い、うがいを励行する。
 - ④ 37.5度以上の熱がある、風邪の症状がある、息苦しさや強いだるさなどの症状がある場合は、来場を自粛するよう求める。
 - ⑤ 来場者及び関係者に、接触確認アプリ(COCOA)や千葉市コロナ追跡サービスの利用を求める。
 - ⑥ 催物の前後の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を求める。
- ・来場者及び関係者の氏名・連絡先を把握する。
- ・入場制限をした来場者に対するチケットの払い戻し措置等に関し事前に規定する。
- ・感染防止対策については、「感染拡大防止対策チェックリスト」(別添1)及び業種別ガイドライン等も十分に考慮するとともに、関係者への周知徹底を図る。
- ・「全国的又は大規模なイベント(全国的な人の移動を伴う催物や会場内の来場者及び関係者が1,000人を超える時間帯のある催物)」に該当する場合は、千葉県に事前相談する。
(相談方法は千葉県HP参照)
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan-2.html>
- ・会場周辺の駅やバス停、公共交通機関、店舗等の混雑緩和ができるよう、入退場時間の分散や、交通手段の配慮等、3つの密の回避に関する対策を講じる。

(2) 利用開始から利用終了まで

- ・入場者数を把握し、収容人数を超えた場合には入場制限を行う。
- ・人と人が対面する場合は、必要に応じ、アクリル板・ビニールカーテン等を設置する。
- ・来場者及び関係者に対しての検温もしくは来場前の体温の申告等により、37.5度以上の熱がある、風邪の症状がある、息苦しさや強いだるさ等の症状がある者の入場を制限する。
- ・来場者及び関係者にマスクの着用を義務付ける（非着用者は入場を制限する）。また、手指の消毒の実施、手洗い、うがいの徹底を図る。
- ・会場入口（関係者通用口を含む）に手指消毒用の消毒液を設置する。
- ・イベントホール内のトイレに手指消毒用の消毒液、手洗い用の石鹼を設置する。
- ・来場者及び関係者に、接触確認アプリ（COCOA）や千葉市コロナ追跡サービスの利用を求める。
- ・メインエントランスへの看板設置やアナウンスなどにより、感染防止対策について、来場者及び関係者への周知徹底を図る。
- ・受付や物販等の待機列については、床面に印を付ける等して、人ととの間隔が十分確保できるよう措置を講じる。また、入退場時に密が発生しないように、必要であれば、規制入退場の措置をとる。
- ・空調運転、搬入出シャッター・扉・窓の開放などにより会場内の十分な換気を行う。
- ・イベントホール内の高頻度接触部位（観客席、ドアノブ、手すり、トイレ等）、附属する諸室内の常設備品（テーブル、椅子、電話機、スイッチ等）及び貸出備品等の定期的な消毒を行う。
- ・マスク、手袋、フェイスシールド等ウイルスが付着している可能性のあるものを捨てる場合は、他のゴミと区別し、必ずビニール袋などに入れて密閉し清掃会社に依頼して廃棄する。
- ・来場者及び関係者の氏名・連絡先を把握する。
- ・感染疑い者用の隔離室を設ける。
- ・感染疑い者が発生した場合は、「新型コロナウイルス感染症の感染疑い者が発生した場合の対応について」（別添2）に基づき対応する。

（3）その他注意を要する事項

- ・来場者及び関係者の氏名・連絡先について名簿を作成し、催物終了後3週間程度保管する。
- ・感染疑い者、または感染者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報を提供する。また、その旨を必ず当社に連絡し、情報の共有を図る。

以上

別添 1

CHIBA

感染拡大防止対策チェックリスト

1. 人と人との距離の確保対策（できるだけ2メートルを目安に）

- 入場（入店）時や、集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔を確保する。
- 状況に応じて、入場者等の制限や誘導を行い、施設内での人と人との十分な間隔を適切にとるなど、「3つの密」を作らないような対策を行う。
- （座席がある場合）十分な座席の間隔を確保する。
- 人と人が対面する場所に、パーテーションやビニールカーテンなどを設ける。

2. 従業員及び入場者等の保健衛生対策の徹底

- 従業員について、出勤前に検温し、発熱等症状がある場合は自宅待機とするなど体調管理を行う。
- 従業員のマスク着用、手洗い等を徹底する。
- 入場者等に対して、発熱等症状のある者の入場制限、手指消毒やマスク着用などの周知を行う。
- 手指の消毒設備を設置する。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ゴミを回収・廃棄する際は、マスクや手袋を着用するなど、衛生管理を徹底する。

3. 施設等の衛生管理・換気の徹底

- ドアノブ、客席、テーブル、利用設備・機材等を定期的に消毒する。
 - 店舗入り口、各部屋のドア等、2方向以上の窓又は扉を開けるなど、適切に換気する。
 - トイレはこまめに清掃する。
 - キャッシュレス決済を導入、又は支払い時にコイントレイを使用する。
-
- 業種別のガイドラインを実践している。

(業種別のガイドラインが策定されていない場合は、類似業種のガイドラインを参考に対策を徹底している。)

店舗等の名称

新型コロナウイルス感染症の感染疑い者が発生した場合の対応について

